令和4年低気圧や前線による大雨に係る被害状況等について

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。 ※下線部は、前回からの変更箇所

> 令和4年7月<u>26日</u> <u>12時00分</u>現在 内 閣 府

1 気象状況

(1) 気象の概況 (気象庁情報:7月26日11:00現在)

- ○大陸からのびる前線が日本付近に停滞した。前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込ん だため、西日本から北日本の広い範囲で大気の状態が不安定となり、九州や東北地方を中 心に大雨となった。
- ○7月15日から16日にかけて九州と東北地方で大雨となった。九州では鹿児島県霧島市、 宮崎県えびの市で24時間に300ミリを超える大雨となった。東北太平洋側では、宮城県 大崎市で1時間に74.0ミリの非常に激しい雨が降り、24時間雨量200ミリを超える大雨 となった。
- <u>○7月17日は低気圧の接近に伴い北海道太平洋側で大雨となった。釧路の日雨量は129.5</u> ミリで、1910年の統計開始以来7月としての1位となった。
- ○7月18日から19日は九州北部地方・中国地方を中心に西日本から東日本にかけて大雨と なった。18日午後から19日明け方には、九州北部地方で4つの線状降水帯が発生し、長 崎県・福岡県・山口県・熊本県・大分県では24時間に200ミリを超える大雨となった。

2 人的・物的被害の状況 (消防庁情報:7月26日12:00 現在)

(1)人的・建物被害

	人的被害								住 家 被 害				
			負 傷 者							* n	+ -	+-	
都道府県	死者	<u>うち</u> 災害関 連死者	重傷	軽傷	<u>程度</u> 不明	<u>小計</u>	合計	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	合計
	人	人	人	人	人	<u>人</u>	<u>人</u>	棟	棟	棟	棟	棟	棟
<u>岩手県</u>											<u>1</u>		<u>1</u>
宮城県			1	1		2	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>19</u>	<u>6</u>	<u>231</u>	1, <u>221</u>	<u>1, 480</u>
群馬県												<u>2</u>	<u>2</u>
千葉県										2		3	5
新潟県												4	4
滋賀県	<u>1</u>						<u>1</u>				4	<u>15</u>	<u>19</u>
京都府				<u>4</u>		<u>4</u>	<u>4</u>			<u>1</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>8</u>
島根県												<u>7</u>	<u>7</u>
広島県										1	1	1	3
山口県			·	·						1	5	5	11

		人 的 被 害								住 家 被 害					
				負	傷者			全壊		* P	ት -	+-			
都道府県	死者	<u>うち</u> 災害関 連死者	重傷	軽傷	<u>程度</u> 不明	<u>小計</u>	合計		全壊 半壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	合計	
	人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟		
福岡県											1		1		
<u>長崎県</u>											<u>13</u>	<u>53</u>	<u>66</u>		
熊本県												6	6		
大分県											3	8	11		
宮崎県												2	2		
合 計	<u>1</u>		1	<u>5</u>		<u>6</u>	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>19</u>	<u>11</u>	<u>260</u>	1, <u>333</u>	<u>1, 626</u>		

3 避難指示等の状況 (消防庁情報:7月26日12:00現在)

○発令されていた緊急安全確保・避難指示は全て解除。

4 避難所の状況(内閣府情報:7月26日11:00現在)

都道府県	避難所数	避難者数
宮城県	<u>1</u>	<u>8</u>
合 計	<u>1</u>	<u>8</u>

5 その他の状況

(1)ライフラインの状況

①電力(経済産業省情報:7月<u>26</u>日<u>11:00</u>現在)

〇大雨に伴う停電被害なし。

②水道(厚生労働省情報:7月26日11:00 現在)

〇現時点で、全戸断水解消済み(最大断水戸数※3,194戸)。

※各市町村の最大断水戸数の合計

県・市町村	断水戸数	(戸)	断水	サログ のルコ		
・事業者名	最大現在		期間	被害等の状況		
【宮城県】 大崎市	2	0	7/16	・水道管の損壊による断水 (復旧済み)		
気仙沼市	2, 350	0	7/16 ~ 7/18	・取水池土砂堆積による断水 (復旧済み)		
登米市	134	0	7/16~7/17	・水道管の損壊による断水 (復旧済み)		
加美町	550	0	7/16	・水道管の損壊による断水 (復旧済み)		
松島町	6*	0*	7/16 ~ 7/17	・水道管の損壊による断水 (復旧済み)		

県・市町村	断水戸数	(戸)	断水	被害等の状況		
・事業者名	最大	現在	期間			
南三陸町	100	0	7/16 ~	・水道管の損壊による断水		
田一陸町	100	O	7/18	(復旧済み)		
【宮崎県】	<u>32</u>	0	7/20	・水道管の損壊による断水		
都城市	<u>32</u>	<u>u</u>	1/20	(復旧済み)		
【鹿児島県】	20	0	7/20	・水道管の損壊による断水		
<u>姶良市</u>	<u>20</u>	<u>u</u>	1/20	(復旧済み)		
合計	3, <u>194</u>	0				

[※]復旧不能戸数(家屋の倒壊により復旧が見込めない戸数)1戸は除く。

③通信関係(総務省情報:7月26日12:00現在)

	事業者(サービス名)	· · · / · · · · · · · · · · · · · · · ·
	NTT東日本	・被害情報なし
固定	NTT西日本	・被害情報なし
注	NTTコミュニケーションス゛	・被害情報なし
1	KDDI	・被害情報なし
	ソフトハ゛ンク	・被害情報なし
1#	NTT⊦`⊐ŧ	・被害情報なし
- 携 帯	KDDI (au)	・被害情報なし
携帯電話等	ソフトハ゛ンク	・被害情報なし
77	楽天モバイル	・被害情報なし

(注1) 事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

④防災行政無線(総務省情報:7月26日12:00現在)

○都道府県防災行政無線:被害情報なし ○市町村防災行政無線:被害情報なし

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

⑤都市ガス (経済産業省情報:7月 26日 11:00 現在)

○被害情報なし

⑥熱供給事業(経済産業省情報:7月26日11:00現在)

〇被害情報なし

⑦LPガス (経済産業省情報:7月26日11:00現在)

〇被害情報なし

⑧高圧ガス・火薬類(経済産業省情報:7月26日11:00現在)

○被害情報なし

⑨製油所・油槽所(経済産業省情報:7月26日11:00現在)

〇被害情報なし

- ⑩SS(経済産業省情報:7月26日11:00現在)
 - 〇被害情報なし
- ①放送関係(総務省情報:7月26日12:00現在)
 - 〇被害情報なし
- ⑩下水道関係(国土交通省情報:7月26日12:00現在)
 - 〇宮城県美里町の雨水ポンプ場1箇所の浸水(浸水解消済み、復旧完了)
- (2)原子力施設関係 (原子力規制庁情報: 7月26日11:30現在)
 - 〇現時点で異常なし。
- (3) 道路 (国土交通省情報: 7月26日10:00 現在)
 - ①高速道路
 - ア 被災による通行止め:なし
 - イ 雨量基準超過による通行止め:なし
 - ※E1A 新東名高速道路(新静岡 IC~新清水 JCT) 上り線でのり面土砂流入により7月16日20:46に通行止め、17日12:20 に通行止め解除(車線規制は継続中)
 - ②有料道路
 - ア 被災による通行止め:なし
 - イ 雨量基準超過による通行止め:なし
 - ③直轄国道
 - 〇被災による通行止め:なし
 - 4補助国道
 - 〇<u>被災</u>による通行止め: なし
 - ⑤都道府県道等 被災 4 県 12 区間 ※孤立、人的被害なし
 - ○宮城県5区間(土砂流出2、路面冠水1、路肩崩壊2)
 - ○静岡県1区間(法面崩壊1)
 - 〇島根県 4 区間(落石 1、法面崩落 1、護岸崩壊 1、路肩崩落 1)
 - 〇山口県 2 区間 (法面崩壊 1、路面変状 1)
 - ※この他、市道で以下の被災あり
 - 宮城県大崎市で市道(丸山橋)の落橋被害(21日に TEC-FORCE が被災状況調査の結果等を大崎市長へ報告済)

(4)交通機関

- ①鉄道(国土交通省情報:7月26日10:30現在)
 - 〇施設被害(1事業者1路線)
 - ・JR 西日本 美祢線 湯ノ峠~厚保間 土砂流入(山口県)
 - →7/27 始発から運転再開予定

〇運行状況

- 現在、運転を見合せている路線:1事業者1路線
- 今後、運転を見合せることを発表している路線:なし
- ②航空(国土交通省情報:7月26日09:30現在)
 - ○運航に支障となる空港施設等の被害情報なし
 - ○運航への影響
 - •7/15 欠航 17 便 (JAL1 便、新中央 16 便)
 - •7/16 欠航 8 便 (JAL2 便、新中央 6 便)
 - •7/18 欠航 8 便 (ANA6 便、天草 2 便)
 - 7/19 欠航 21 便 (ANA1 便、JAL10 便、その他 10 便)
- ③自動車(国土交通省情報:7月26日10:00現在)
 - ア 高速バス
 - 〇被害情報なし
 - イ 路線バス
 - 〇被害情報なし
- ウ 宅配事業者
- 〇大手1社において一部地域で集配停止
- ④港湾(国土交通省情報:7月26日10:00現在)
 - (i)国際拠点港湾
 - 〇仙台塩釜港(港湾管理者:宮城県)
 - 7/16 に 船溜まりに漂流物の滞留が発生。7/18 に港湾管理者が応急復旧工事を実施し、漂流物の撤去を完了。
- (ii)地方港湾
- 〇仁位港 (港湾管理者:長崎県)
- ・7/20 に泊地 (水深: 4.5 m) に漂流物等による埋塞が発生。7/22 より港湾管理者が応急復旧工事を実施し、7/25 に漂流物の撤去を完了。
- 〇比田勝港 (港湾管理者:長崎県)
- 7/21 に泊地 (水深:3.0 m) に漂流物等による埋塞が発生。7/22 より港湾管理者が応急復旧工事を実施し、7/25 に漂流物の撤去を完了。
- ⑤海事(国土交通省情報:7月26日12:00現在)
 - ○被害情報なし
- (5)河川(国土交通省情報:7月26日10:00現在)
 - 〇国管理河川
 - ・氾濫による被害情報なし。
 - 〇都道府県管理河川(11 水系 28 河川)
 - 岩手県が管理する北上川水系上油田川など、1水系2河川で氾濫。家屋浸水なし。浸水解消。
 - ・宮城県が管理する4水系16河川で氾濫。

鳴瀬川水系名蓋川で堤防決壊(大崎市)家屋浸水あり。浸水<u>解消</u>。応急<u>復旧完了</u>。 北上川水系出来川で堤防決壊(涌谷町)家屋浸水あり。浸水縮小中。応急<u>復旧完了</u>。 このほか、鳴瀬川水系大江川など、4 水系 14 河川で氾濫。家屋浸水あり。浸水解消。

- 山口県が管理する厚狭川水系厚狭川など、2 水系 4 河川で氾濫。家屋数戸浸水。浸水解消。
- 長崎県が管理する佐護川水系佐護川など、3水系3河川で氾濫。家屋浸水なし。浸水解消。
- ・鹿児島県が管理する 2水系 3河川で氾濫。

天降川水系手籠川 (霧島市) で堤防が決壊。家屋浸水<u>なし</u>。浸水解消。<u>応急復旧完了。</u> このほか、川内川水系牛尾川など、1 水系 2 河川で氾濫。家屋浸水あり。浸水解消。

(6)土砂災害(国土交通省)

ア 土砂災害 (7/26 11:00 時点)

- O_{45} 件(宮城県 18、静岡県 6、岩手県 3、<u>広島県 3、鹿児島県 3、島根県 2、高知県 2、</u>大分県 2、山形県 1、群馬県 1、千葉県 1、京都府 1、長崎県 1、熊本県 1)
- イ 土砂災害警戒情報 (7/26 10:00 時点)
- 〇これまでに 23 都道府県 144 市町村に発表
- ·<u>北海道、</u>岩手県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、千葉県、<u>東京都、</u>新潟県、静岡県、滋賀県、京都府、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- (7)医療関係 (厚生労働省情報:7月<u>26</u>日<u>10:30</u>現在)
 - ①医療施設の被害状況
 - 〇現時点で被害報告無し。
 - ②医薬品·医療機器製造販売業、卸売販売業関係
 - 〇現時点で被害報告無し。
- (8)社会福祉施設等関係(厚生労働省情報:7月26日11:00現在)
 - ①高齢者関係施設の被害状況
 - ○現時点で被害報告無し。
 - ②障害児・者関係施設の被害状況
 - 〇現時点で被害報告無し。
 - ③児童関係施設等の被害状況
 - ○静岡県掛川市で1ヵ所浸水被害あり。人的被害無し。(7/16)
 - ○宮城県気仙沼市で1ヵ所断水あり。人的被害無し。(7/17)→復旧済み(7/20)
- (9)保健・衛生関係(厚生労働省情報:7月26日11:00現在)
 - ①人工透析
 - 〇日本透析医会災害情報ネットワークにおいて宮城県内の1病院で透析不可を確認。大雨で 排水処理設備に被害があり、(9時30分時点)透析の排水ができない状況となったが、正 午時点で排水処理設備が復旧し、透析を再開している。(7/15)

②人工呼吸器在宅療養難病患者

○現時点で被害報告無し。

(10)薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係(厚生労働省情報:7月 $\frac{26}{11:00}$ 現在)

①薬局、薬剤師

O 2141-24 21	4718-1	
	被害件数	詳細状況
宮城県	大崎市4件	浸水4件(営業可2件、営業再開2件)
宮城県	松島町1件	浸水1件(営業再開1件)
宮城県	石巻市6件	浸水5件、その他被害1件(営業可6件)
宮城県	塩竃市1件	浸水1件(営業再開1件)
宮城県	多賀城市1件	その他被害1件(営業可1件)

②輸血用血液製剤関係

〇現時点で被害報告無し。

③毒物劇物関係

〇現時点で被害報告無し。

(11)農林水産関係(農林水産省情報:7月26日12:00現在)

- ①ため池・ダム等の被害情報
 - (i) 防災重点ため池
 - ○13 か所で被害(うち1か所で決壊)。人的被害なし。(宮城県)
 - (ii) 防災重点ため池以外のため池
 - ○1か所で決壊。人的被害なし。(宮城県)
 - (iii)ダム
 - 〇被害情報なし。
 - (iv)農村生活環境施設
 - <u>〇4か所</u>の農業集落排水施設が浸水<u>。仮復旧済み。なお、2か所は今後エンジンポンプ等を</u> 交換予定。いずれも汚水処理機能に影響なし。(宮城県)
 - ○1か所で管路の洗堀が発生。復旧済み。汚水処理機能に影響なし。(宮城県)
 - ○7か所で管路の部品の故障が発生。復旧済み。汚水処理機能に影響なし。(宮城県)

②農作物等の被害

- ○7月 <u>26</u>日 (火) 12 時 00 分時点で 7 3 . 9 億円。なお、都道府県からの報告に基づくものであり、今後の調査の進展に伴い増加する見込み。
- 〇北海道の農業用施設1か所において被害。また、1か所の林道施設等被害。
- <u>〇岩手県</u>の農地 <u>16</u>か所、農業用施設 <u>45</u>か所において被害。<u>また、1か所の林地荒廃被害、</u> 1か所の治山施設被害及び3か所の林道施設等被害。
- ○<u>宮城県の農地 83 か所、農業用施設 322 か所において被害。</u>大崎市、涌谷町、加美町、大郷町、松島町、栗原市、石巻市、登米市で農地の冠水が発生。また、<u>18 か所</u>の林地荒廃被害、<u>2 か所の治山施設被害</u>及び <u>158 か所の林道施設等被害、</u>漁港 5 港へ流木等が漂着する被害、漁船 1 隻が転覆被害及び漁具 1 件の破損被害。

- 〇群馬県の農地 62 か所、農業用施設 47 か所において被害。
- 〇千葉県で2か所の林道施設等被害。
- 〇神奈川県の農業用施設1か所において被害。
- ○新潟県の農地1か所、農業用施設4か所において被害。
- 〇石川県で2か所の林道施設等被害。
- 〇長野県で1か所の林地荒廃被害。
- 〇岐阜県で1か所の林地荒廃被害及び2か所の林道施設等被害。
- 〇静岡県の農地4か所において被害。また、5か所の林地荒廃被害。
- ○愛知県の農地1か所において被害。
- ○滋賀県の農地6か所、農業用施設15か所において被害。また、1か所の林地荒廃被害。
- 〇鳥取県の農地3か所、農業用施設14か所において被害。
- 〇島根県の農地 19 か所、農業用施設 23 か所において被害。また、2 か所の林地荒廃被害。
- 〇岡山県の農地 42 か所、農業用施設 35 か所において被害。また、5 か所の林道施設等被害。
- 〇広島県の農地 16 か所、農業用施設 24 か所において被害。また、1 か所の林道施設等被害。
- 〇山口県の農地 24 か所、農業用施設 12 か所において被害。また、3 か所の林道施設等被害。
- ○愛媛県で1か所の林地荒廃被害。
- 〇福岡県の農地 34 か所、農業用施設 46 か所において被害。
- 〇佐賀県の農地7か所、農業用施設1か所において被害。また、2か所の林地荒廃被害。
- 〇長崎県の農地 <u>73</u>か所、農業用施設 <u>47</u>か所において小規模な被害。<u>また、2か所の林地荒</u> 廃被害及び5箇所の林道施設等被害。
- 〇熊本県の農地<u>5か所</u>、農業用施設 <u>15 か所</u>において被害。<u>また、3か所の林地荒廃被害、</u> <u>2か所の治山施設被害及び 20 か所の林道施設等被害。</u>
- 〇大分県の<u>農地 28 か所、農業用施設 51 か所において被害。また、32 か所の</u>林道施設等被害、1 漁港へ流木等が漂着する被害。
- 〇宮崎県の農地 38 か所、農業用施設 23 か所において法面崩れ等の被害。<u>また、2 か所の林</u> 道施設等被害。
- <u>〇鹿児島県の農地 85 か所、農業用施設 66 か所において被害。また、1 か所の林地荒廃被</u>害。

区分	主な被害	被害数 (* 1)	被害額(億 円) (*1)	被害地域(現在 <u>26道県</u> より報告あり)
	農作物等(*2)	<u>8, 587ha</u>	<u>18. 5</u>	<u>岩手、</u> 宮城、長崎、大分、鹿児島(5県)
	<u>家畜</u>	9501頭羽	<u>0. 0</u>	岩手、宮城
	<u>畜産物</u>	<u>יל-1</u> 1	<u>0. 0</u>	<u>宮城</u>
農	農業用ハウス	<u>49</u> 件	調査中	宮城
農作物等	農業用倉庫・処理 加工施設等	<u>6件</u>	<u>調査中</u>	宮城、鹿児島(2県)
	<u>畜産用施設</u>	<u>6件</u>	<u>調査中</u>	<u>宮城</u>
	農業・畜産用機械	<u>8件</u>	<u>0. 1</u>	宮城、鹿児島(2県)
	<u>その他</u>	<u>調査中</u>	<u>調査中</u>	<u>鹿児島</u>
	小計		<u>18. 6</u>	
農地・曲	農地の損壊	<u>547</u> 箇所	<u>9. 1</u>	岩手、宮城、群馬、 <u>静岡、新潟、愛知、滋賀、鳥取、島根、</u> 岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、 <u>大分、</u> 宮崎、 <u>鹿児島(19</u> 県)
農業用施設関係	農業用施設等	<u>792</u> 箇所	<u>33</u> . 1	北海道、岩手、宮城、群馬、神奈川、新潟、滋賀、鳥取、 <u>島</u> 根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島(19道県)
係	小計		42. 2	
	林地荒廃	<u>38</u> 箇所	<u>6. 3</u>	岩手、宮城、長野、岐阜、静岡、滋賀、島根、愛媛、佐賀、 長崎、熊本、鹿児島(12県)
林野関	治山施設	<u>5箇所</u>	_	岩手、宮城、熊本(3県)
関 係	林道施設等	238箇所	<u>5. 7</u>	北海道、岩手、宮城、千葉、石川、岐阜、岡山、広島、山 口、長崎、熊本、大分、宮崎(13県)
	<u>小計</u>		<u>12. 9</u>	
水産関係	<u>漁船</u>	<u>1隻</u>	調査中	<u>宮城</u>
関 係	<u>漁具</u>	<u>1件</u>	調査中	宮城
	漁港施設等	6漁港	0. 2	宮城、大分(2県)
	小計		<u>0. 2</u>	
	合計		<u>73</u> . 9	

* 1: 現時点で県から報告があったものを記載しており、引き続き調査中。なお、報告には被害数、被害額が調査中のものも含まれる。

* 2:水稲、大豆、エゴマ、ネギ、ばれいしょ<u>、きゅうり、なす、トマト、ピーマン、切花</u> 類等

(12)コンビニ (経済産業省情報:7月26日11:00現在)

〇被害情報なし

(13)郵政関係(総務省情報:7月<u>26</u>日<u>12:00</u>現在)

①窓口業務関係

〇東北、九州地方の<u>2局(</u>宮城県<u>1、鹿児島県1</u>)で窓口業務を休止<u>していたが、いずれも</u> 窓口業務を再開。

2配達業務関係

- 〇鉄道コンテナ便の遅延により、北海道で配達となるゆうパックの一部で遅れが発生<u>してい</u>たが、解消済み。
- 〇航空便の遅延、高速道路の通行止め等の影響により、九州地方で引受又は配達となる郵便物・ゆうパック等の一部で遅れが発生<u>していたが、解消済み</u>。
- ○緊急安全確保発令等により、宮城県内3つの集配センターで業務が停止していたが、全ての集配センターで配達を再開。
- 〇大雨の影響により、大分県内の1局が配達不能となっていたが、解消済み。

(14)工業用水関係(経済産業省情報:7月26日11:00現在)

〇被害情報なし

(15)製造業等(経済産業省情報:7月26日11:00現在)

○<u>営業休止していた一部店舗の営業が再開された他、現時点においては、サプライチェーン</u>への重大な影響はなし。

(16) 文教施設関係 (文部科学省情報:7月26日10:00 現在)

(i)物的被害情報

都道府県名	国立学校 施設(校)	公立学校 施設 (校)	私立学校 施設 (校)	社会教 育・・ 文化施設 等(施 設)	文化財等(件)	独立行政 法人等 (施設)	計
岩手県				<u>1</u>			<u>1</u>
宮城県		9	<u>15</u>		<u>4</u>		<u>28</u>
埼玉県			1				1
滋賀県				<u>1</u>			<u>1</u>
広島県			<u>1</u>				<u>1</u>
山口県		<u>1</u>			<u>1</u>		<u>2</u>
福岡県				<u>3</u>			<u>3</u>
長崎県			1		<u>1</u>		<u>2</u>
熊本県		1			<u>1</u>		<u>2</u>
宮崎県	<u>1</u>						<u>1</u>
計	<u>1</u>	<u>11</u>	<u>18</u>	<u>5</u>	<u>7</u>		<u>42</u>

					幼	<u>6</u>	社教	<u>4</u>				
			小	4								
			中	<u>1</u>	中	1	社体	<u>1</u>				
			高	5	高	<u>4</u>						
			特別	1					特史	<u>1</u>		
<u>10</u> 県					大学	<u>2</u>			史跡	<u>4</u>		
	<u>高専</u>	<u>1</u>										
									<u>名勝</u>	<u>1</u>		
					<u>専各</u>	<u>5</u>						
									天然	1		
									日本遺産(※)	<u>1</u>		
	11											

※主な被害状況:法面崩壊、床上浸水、雨漏り 等

※上記一覧表における「日本遺産」の被害件数は、上記一覧表における被害件数の「計」には含めない。

(17)国立公園等の所管施設等関係(環境省情報:7月26日12:00現在)

- ア <中国四国地方環境事務所管内>
- 〇瀬戸内海国立公園・大久野島において、環境省が整備した道路の法面が崩落(幅2~3 m、高さは5m程度)。応急処置として横断側溝入口に土嚢を設置済。今後道路下の地盤 が流出する前に、早急に抜本的対策が必要。(7月15日)
- 〇当面の措置として土嚢やブルーシートによる防水処理を実施済。(7月26日)
- イ <東北地方環境事務所管内>
- 〇伊豆沼鳥獣保護区管理センターが床上浸水。人的被害なし。(7月16日)
- (18) 廃棄物処理施設関係 (環境省情報:7月26日12:00 現在)
 - ○現時点では稼働に影響のある被害報告なし
- (19)災害廃棄物等関係 (環境省情報:7月<u>26</u>日<u>12:00</u>現在)
 - 〇仮置場の設置状況は以下の通り

県名	自治体名	仮置場の設置状況
宮城県	加美町	7月18日から7月31日受入
	登米市	7月19日から8月31日受入
	大崎市	7月17日から8月31日受入
	松島町	7月23日から8月7日受入

〇松島町では、災害廃棄物の戸別収集を実施中(7月19日~7月30日)。これに加え日程等の都合により戸別収集に対応できない町民を対象とした仮置場を設置

- (20)金融機関等(金融庁情報:7月<u>26</u>日09:00 現在)
 - 〇大雨に伴う床上浸水等により、
 - •1 金融機関1箇所のATMで利用不可

6 政府の主な対応

(1)官邸の対応

〇7月14日 16:30 情報連絡室設置

(2)関係省庁災害警戒会議の実施

- ○7月14日 16:30 関係省庁災害警戒会議開催
- ○7月18日 15:00 関係省庁災害警戒会議開催

(3)災害救助法の適用

○7月16日 15:00 宮城県は大崎市、松島町に災害救助法の適用を決定

7 各省庁の主な対応

(1)内閣府

○7月14日 16:30 内閣府情報対策室設置

(2)警察庁

- ○警察庁は、災害対策室長を長とする災害情報連絡室を設置 (7/14 16:30)
- 〇関係都道府県警察では所要の警備体制を確立

(3)消防庁

〇7月14日 16時30分 応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応 急体制)

18時00分 都道府県、指定都市に対し「低気圧や前線による大雨についての警戒情報」を発出

○7月18日 16時08分 都道府県、指定都市に対し「7月18日からの大雨について の警戒情報」を発出

(4)海上保安庁

①対策本部等設置状況

- 〇第二管区海上保安本部
- •7/16 第二管区対策室設置(17日閉鎖)
- 〇第七管区海上保安本部
- 7/18 第七管区豪雨災害対策室設置(19日閉鎖)
- 〇第十管区海上保安本部
- 7/20 第十管区情報連絡室設置<u>(20 日閉鎖)</u>

②対応状況

〇海の安全情報発出 (注意喚起): 0件

(5)防衛省

①防衛省・自衛隊の対応

〇平素の態勢

(6)総務省

①総務省の対応

- ○7月14日(木)16時30分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置
- 〇リエゾン派遣
- ・通信サービス等の確保に関しては、7月16日(土)MIC-TEAM(災害時テレコム支援チーム)として、職員計2名を宮城県に派遣。
- ○総務省災害対策用移動通信機器等の貸与状況

貸出自治体	貸出機器	台数	(参考) 事業者等貸出数
宮城県松島町	スマートフォン	_	2
宮城県社会福祉協議会	スマートフォン	_	10

<電波利用料>

• 7月19日(火)、災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

○財政支援について

<u>・7月25日(月)、宮城県2団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9月に定例交</u> 付すべき普通交付税の一部(13億2,200万円)を繰り上げて交付。

②事業者等の対応状況

ア 放送関係

(i) N H K

- ・災害救助法が適用された区域(宮城県大崎市、宮城郡松島町)内において、半壊、半焼又は床 上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和4年7月から令和4年8 月(2か月間)の放送受信料を免除。
- (ii) (一社) 衛星放送協会・スカパーJSAT (株)
 - ・災害救助法が適用された地域(宮城県大崎市、宮城郡松島町)の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、加入者から申し出があり、被災状況によって視聴が困難と認められた場合に、視聴料等を免除。

(iii) (株) WOWOW

・災害救助法が適用された地域(宮城県大崎市、宮城郡松島町)の加入者を対象に、専用フリー ダイヤルを設置し、解約や視聴不能による視聴料免除等に係る質問について、個別に対応。

イ 郵政関係

<日本郵政グループ>

災害救助法が適用された地域(宮城県大崎市及び宮城郡松島町)の被災者を対象として、 7月19日(火)から8月18日(木)まで、貯金及び保険に関する非常取扱いを実施。

- ・通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い
- かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸(最長6か月間)、保険金の支払い等の非常取扱い

ウ 避難所等支援

(i)携带電話等貸出状況(再掲:上記①「(参考)事業者貸出数」)

OKDDI

・スマートフォン 12 台

(7)財務省

①財務省の対応

〇7月14日 16時30分 財務省災害情報連絡室設置

(8) 文部科学省

- (i) 文部科学省
- 〇文部科学省災害情報連絡室(室長:参事官(施設防災担当))を設置。(令和4年7月14日16時30分)
- 〇令和4年低気圧や前線による大雨に係る関係省庁災害警戒会議に参事官(施設防災担当) 等が出席。(令和4年7月14日、7月18日)
- 〇全国の国立大学法人、関係都道府県の教育委員会、公私立大学に対し、児童生徒等の安全 確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和4年7月14日14時53 分、7月15日11時59分、7月16日12時32分、7月18日15時36分、7月19日10時 11分)

(9)厚生労働省

①厚生労働省における対応

○7/14 16:30 厚生労働省災害情報連絡室設置

②医療関係

ア 医療関係全般

- 〇各都道府県に対し、大雨の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとるよう注意喚起を依頼(7/14、7/18)。
- イ EMIS の運用状況 (7月26日10時30分時点)
- 〇7月12日 愛知県 EMIS警戒モードに切り替え。
 - → 7月22日 EMIS通常モードに切り替え(警戒解除)。
- ○7月15日 千葉県 EMIS警戒モードに切り替え。
 - → 7月15日 EMIS 通常モードに切り替え(警戒解除)。
- ○7月15日 熊本県 EMIS警戒モードに切り替え。
 - → 7月16日 EMIS 通常モードに切り替え(警戒解除)
 - → 7月19日 EMIS 警戒モードに切り替え。
 - → 7月20日 EMIS 通常モードに切り替え(警戒解除)。
- ○7月15日 鹿児島県 EMIS警戒モードに切り替え。
 - → 7月16日 EMIS 通常モードに切り替え(警戒解除)。
 - → 7月20日 EMIS警戒モードに切り替え。
 - → 7月20日 EMIS通常モードに切り替え(警戒解除)。
- ○7月19日 島根県 EMIS警戒モードに切り替え。
 - → 7月20日 EMIS通常モードに切り替え(警戒解除)。
- ○7月19日 長崎県 EMIS警戒モードに切り替え。
 - → 7月20日 EMIS 通常モードに切り替え(警戒解除)。
- ウ DMAT 活動状況 (7月26日 10時30分時点)

- ○現時点で活動情報無し。
- エ 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係
- 〇都道府県・業界団体等に対して注意喚起を行うとともに被害状況の確認を依頼 (7/14 及び 7/15)

③生活衛生·食品安全関係

〇水道事業者等に対して、水道施設の被害等に対する警戒及び二次災害への留意を要請。併せて、都道府県等に対して、断水等被害情報の積極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請 (7/14、7/18)。

4社会福祉施設等関係

〇各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨等の影響による社会福祉施設等の被害情報の 収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供 を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報 やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼 (7/14、7/18)。

⑤保健·衛生関係

ア 人工透析

〇各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行う とともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した(7/14、7/18)。また、日本透析医会 に対し、情報共有について協力を依頼した(7/14、7/18)。

イ 人工呼吸器在宅療養難病患者

- 〇各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(7/14、18)。
- 〇患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への 被害情報の把握について協力を依頼(7/14、18)。
- ウ DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の派遣
- 〇都道府県・保健所設置市・特別区に対して、「災害時健康危機管理支援チーム」(DHEAT) の派遣に関する調整の依頼が必要となった場合には、厚生労働省へ連絡するよう依頼した (7/16)。

エ 保健師の派遣

〇都道府県・保健所設置市・特別区に対して、保健師の派遣に関する調整の依頼が必要となった場合には、厚生労働省へ連絡するよう依頼した(7/16)。

オ 被災者の健康管理

- ○宮城県に対して、以下の事務連絡を送付し、被災者への対応を依頼した(7/17)。
- 「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」(令和4年7月 17日付け健康局健康課事務連絡)
- 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防について」(令和4年7月17日付け健康局健康課事務連絡)
- 「管轄避難所等情報の記録様式について」(令和4年7月17日付け健康局健康課事務連絡)

「被災地における熱中症予防について」(令和4年7月17日付け健康局健康課事務連絡)

力 公費負担医療

・公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を発出(7/19)。

※「【事務連絡】令和4年7月14日からの大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の 取扱いについて」(令和4年7月19日付け関係課連名事務連絡)

⑥薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

ア 薬局、薬剤師

〇各都道府県等に対し、大雨についての注意喚起とともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(7/14、7/18)。

イ 輸血用血液製剤関係

〇日本赤十字社等に対し、大雨についての注意喚起とともに、輸血用血液製剤関係の被害情報等の収集と共有を行うよう依頼(7/14、7/18)。

ウ 毒物劇物関係

〇各都道府県等に対し、大雨についての注意喚起とともに、毒物劇物関係の被害状況を把握 した場合には報告するよう依頼(7/14、7/18)。

7)介護保険関係

ア 利用者関係

- ○被災した要介護高齢者等への対応について
- ・災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(7/19 宮城県)。
- ・当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡(7/19)。
- ・また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出(7/19)。
- 〇被災した要介護高齢者等の安否確認等について
- ・市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知 (7/19 宮城県)。
- <u>・日本介護支援専門員協会に対し、要介護高齢者等の被害状況の把握について協力を依頼</u> (7/19)。
- 〇避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について
- 災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請(7/19 宮城県)。

8 障害児者支援関係

ア 被災した要援護障害者等への対応について

〇災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応

(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(7/19)。

- イ 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について
- 〇特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請(7/19)
- ウ 障害児者の安否確認等について
- 〇市町村が障害者(児)についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつ つ、必要なサービス提供につなげる旨を周知。(7/19)
- エ 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
- 〇定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道 府県等に周知。(7/19)
- オ 障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて
 - 〇人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(7/19)
- カ 指定就労継続支援A型事業者の運営に関する基準の取扱い等について
- 〇被災した就労継続支援A型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。(7/19)

9児童福祉関係

ア 利用者関係

- 〇各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
- 母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること (7/19)
- •児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと (7/19)
- ・保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免 ができること等 (7/19)
- 〇各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策 に関するマニュアル等について情報提供 (7/19)。
- 〇各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請 (7/19)。
- ・保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など健康管理に配慮した相 談支援などを継続的に行うこと

イ 事業者関係

〇各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の 把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における 子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。(7/19)

⑩医療保険関係

○被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険に

よる受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(7/19)。

- ※「令和4年7月14日からの大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」 (令和4年7月16日付け保険局医療課事務連絡)を送付(7/19)。
- 〇全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び 地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等 の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。
 - ※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」 (令和4年7月19日付け保険局保険課事務連絡)を送付(7/19)。
- 〇各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)·一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 - ※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料(税)等の取扱いについて」の再周知について」(令和4年7月19日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)を送付(7/19)。
 - ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 〇各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を 行うことができる旨を周知。
- ※「令和4年7月14日からの大雨による災害による後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」(令和4年7月19日付け保険局高齢者医療課事務連絡)を送付 (7/19)。
- 〇被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化について、 関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(7/19)。
 - ※「令和4年7月 14 日からの大雨による災害を受けたオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」(令和4年7月19日付け保険局医療介護連携政策課事務連絡)を送付(7/19)。
- 〇被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化の終了について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(7/22)。
 - ※「令和4年7月 14 日からの大雨による災害を受けたオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化終了について」(令和4年7月22日付け保険局医療介護連携政策課事務連絡)を送付(7/22)。

①年金関係

- 〇日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、対象市町村に対しても周知 (7/19)。
 - ※平成 16 年 12 月 10 日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について(通知)」 の再周知について、令和 4 年 7 月 1 9 日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。
- 〇年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の(独)福祉医療機構のホームページにより周知。(7/19)

12労働関係

- 〇労働基準関係
- ・各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示 (7/19)。(事務連絡「甚大な自然災害時における労働基準関係行政の運営について(令和4年7月14日からの大雨による災害)」)

- ① 労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
- ② 労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
- ③ 企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化
- ・労災年金担保貸付事業における返済条件の緩和等について、実施機関の(独)福祉医療機構のホームページにより周知 (7/19)
- (独) 労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被 災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応 (7/22~)

〇勤労者生活関係

- ① 勤労者退職金共済機構
- ・被災した共済契約者(事業場)の掛金についての納付期限の延長、支払手続の簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知(7/19)。
- ・被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知 (7/19)。
- ② 労働金庫
- 通帳等のない場合の預金引き出し、定期性預金の満期日前の支払についての相談等及び特別融 資の実施について、労働金庫のホームページにて周知(東北労働金庫(7/19))。

13雇用関係

- 〇雇用保険関係
- ・各都道府県労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示 (7/19)。 (事務連絡「令和4年7月 14日からの大雨による災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」)
- ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
- ② 被災地域の受給資格者に対する配慮(失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等)を行うこと

④災害ボランティア関係

〇社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は、1県<u>2市</u> 1町であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	備考_
宮城県	大崎市	7月17日	<u>募集範囲を市内在住者に限定して活</u> <u>動中。</u>
	<u>松島町</u>	7月17日	<u>募集範囲を県内在住者に限定して活</u> 動中。
	登米市	7月21日	<u>募集範囲を市内在住、在勤者に限定して活動中。</u>

⑤消費生活協同組合関係

〇共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間 の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。(7/19)

(10)農林水産省

①職員派遣 (MAFF-SAT)

〇令和4年7月26日12:00現在

9 1-14 · 1 · // <u> // / //</u>					
	7月 <u>25</u> 日派遣	延べ人数	備考		
東北農政局	<u>9</u> 人・日	<u>* 65</u> 人・日	宮城 *22日に追加で3人、23日に2人、24日に2人		
			派遣		
九州農政局	<u>0人・日</u>	<u>* 5人・日</u>	鹿児島 *21日に3人、22日に2人派遣		
東北森林管理局	<u>0</u> 人·日	<u>9</u> 人・日	宮城		
計	9人・日	<u>79</u> 人・日			

※令和4年7月16日から派遣

②地方公共団体等に対する情報提供

<令和4年7月14日(木)>

- ・大臣官房が令和4年低気圧や前線による大雨に係る関係省庁災害警戒会議の概要を、地方農政局等を通じて地方自治体の関係部局に共有し、連絡体制を確認
- ・大臣官房がMAFFアプリや省のツイッター及びフェイスブックのアカウントを活用し、直接 農林漁業者に対し、7月14日からの大雨に備えることを呼びかけ
- •農村振興局から地方農政局に対し、管内県との連絡体制等の強化に努め、被害があれば速やかに報告するよう指示(7月14日)
- ・林野庁が「低気圧や前線による大雨に伴う山地災害の未然防止等について」を通知 (7月14日)

< 令和 4 年 7 月 15 日 (金) >

・九州農政局が管内地方自治体の関係部局へ「大雨等による農作物等の被害防止に向けた注意喚起について」を通知

< 令和 4 年 7 月 19 日 (火) >

- ・東北農政局が「令和4年7月14日からの大雨による災害に対する金融上の措置について」を 通知
- ・水産庁が全国共済水産業協同組合連合会及び宮城県に対し、「令和4年7月14日からの大雨 による災害に対する金融上の措置について」を通知

<令和4年7月20日(水)>

・水産庁が「線状降水帯に伴う大雨による被害等に対する水産多面的機能発揮対策事業の活用に ついて」を通知

③農林水産省の対応

ア <地方農政局等>

- 〇令和4年低気圧や前線による大雨に関する関東農政局災害対策本部幹事会を設置、第1回 を開催(気象等の情報共有)(7月15日(金))
- 〇東北農政局は、7月16日(土)8時30分に情報収集体制を強化
- 〇東北農政局災害対策本部を設置 (7月16日(土)12時00分)
- ○東北農政局は災害応急用ポンプの貸出し9台(7月16日(土))
- 〇東北農政局は災害応急用ポンプの貸出し2台(7月17日(日))
- ○東北農政局は災害応急用ポンプの貸出し2台(7月19日(火))
- 〇東北農政局災害対策本部会議(第1回)開催(7月19日(火)) (被害情報の収集と共有、早期の復旧に向けた対応等を指示)

- 〇近畿農政局災害情報連絡室を設置(7月19日(火)14時00分)
- 〇東北農政局災害対策本部会議(第2回)開催(7月22日(金))

(引き続き被害情報の収集と共有、早期の復旧に向けた対応等を指示)

イ <森林管理局>

- ○東北森林管理局災害対策本部を設置 (7月16日 (土) 13時00分) (安否や被害状況確認時の連絡体制の強化、被害情報の収集)
- 〇東北森林管理局は、7月16日(土)19時30分にヘリ調査契約会社と早期のフライト実施に向けた調整を開始
- 〇東北森林管理局災害対策本部会議(第1回、第2回)を開催(7月17日(日)書面開催)(被害情報の収集・共有)
- 〇東北森林管理局災害対策本部会議(第3回)を開催(7月18日(月)書面開催)(被害情報の収集・共有、ヘリ調査、宮城県大崎市への職員派遣(林道災害支援業務)等)
- 〇近畿中国森林管理局災害情報連絡室を設置(7月19日(火)13時00分)
- 〇九州森林管理局災害対策本部を設置、本部会議(第1回)を開催(7月19日(火)14時 00分)(連絡体制の強化、被害情報の収集)
- ○東北森林管理局災害対策本部会議(第4回)を開催(7月20日(水))(被害情報の収集・共有、ヘリ調査、宮城県大崎市への職員派遣(林道災害支援業務)等)
- <u>○東北森林管理局がヘリコプターによる上空からの調査を実施(宮城県)(7月20日</u> (水))
- <u>〇九州森林管理局災害対策本部会議(第2回)を開催(7月20日(水))(被害情報の収</u>集・共有)
- ○九州森林管理局災害対策本部会議(第3回)を開催(7月21日(木))(被害情報の収 集・共有)

(11)経済産業省

- 〇経済産業省では、7月14日(木)16:30に災害連絡室を設置。
- 〇中小企業
- ・災害救助法の適用を受け、7月19日(月)に宮城県に対し、
- ①中小企業関係団体等による特別相談窓口の開設
- ②災害復旧貸付の実施
- ③セーフティネット保証 4号の適用
- ④既往債務の返済条件緩和等への柔軟な対応の要請
- ⑤小規模企業共済災害貸付の適用等の初動措置
- <災害救助法の適用地域>(7月 16 日 15 時時点)
- 宮城県 (1市1町)
- 大崎市、宮城郡松島町

(12)国土交通省

①国土交通省の対応

ア 災害対策本部会議等

〇国土交通省災害対策連絡調整会議(7/14、7/18)

- 〇国土交通省特定災害対策本部会議 (7/19)
- イ 合同記者会見
- 〇九州地方整備局·福岡管区気象台(7/15)
- ウ ホットラインの構築状況
- 〇北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、九州の<u>83</u>市町村とホットラインを構築 (北海道1、宮城11、千葉1、静岡10、和歌山2、滋賀8、京都3、島根1、岡山1、 山口1、福岡4、佐賀16、長崎1、熊本11、大分3、宮崎4、鹿児島5)
- エ TEC-FORCE 等
- 〇全体 一日当たり最大 32 人 (7/16)、のべ 125 人・日
- ・リエゾン 一日当たり最大 12 人 (7/16) 、のべ 36 人・日、2 県 6 市町
- <u>• JETT 一日当たり最大 21 人 (7/15) 、のべ 68 人・日</u>
- 被災状況調査班 一日当たり最大9人(7/20)、のべ21人・日
- 〇災害対策用機械
- ・宮城県、鳥取県の8市町に排水ポンプ車14台(宮城13、鳥取1)を派遣し、排水作業を実施
- 宮城県の6市町に照明車9台を派遣
- 〇防災ヘリコプター
- ・みちのく号(東北)による宮城県域の広域被災状況調査を実施(7/18)
- ・本日、おりづる号(中国)による島根県域等の広域被災状況調査を実施(7/20)

②国土技術政策総合研究所の対応状況

- 〇国土技術政策総合研究所災害対策本部会議(7/19 17:30)
- 〇専門家を宮城県大崎市に派遣(7/25 道路構造4)
- ③国土地理院の対応状況
 - ○国土地理院災害対策連絡会議 (7/19 17:50)

(13)気象庁

- OJETT (気象庁防災対応支援チーム)
- 7/15:21 名(宮城県庁2名、新潟県庁2名、佐賀県庁2名、熊本県庁4名、宮崎県庁5名、 鹿児島県庁2名、さつま町2名、薩摩川内市2名)を派遣
- 7/16:20名(宮城県庁6名、大崎市2名、松島町2名、熊本県庁2名、宮崎県庁2名、鹿児島県庁2名、さつま町2名、薩摩川内市2名)を派遣
- •7/17: 2名(大崎市2名)を派遣
- ■7/18: 8名(福岡県庁2名、佐賀県庁2名、長崎県庁2名、熊本県庁2名)を派遣
- ・7/19: 12名(宮城県庁2名、福岡県庁2名、佐賀県庁2名、長崎県庁2名、熊本県庁2名、 大分県庁2名)を派遣
- 7/20:2名(鹿児島県庁2名)を派遣
- 7/21:3名(山口県庁3名)を派遣

(14)環境省

①【省全体関係】

〇環境省災害情報連絡室を設置(7月14日)

②災害廃棄物等関係

- 〇災害廃棄物対策室から北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務 所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所、九州地方環境 事務所へ被害情報の収集を指示。(7月15日)
- <u>○東北地方環境事務所職員のべ3名を宮城県に派遣し、現場の状況確認及び仮置場の適切な</u> 運用に向けた助言を実施。

<u>日付</u>	派遣先	
7月20日	宮城県	大崎市、松島町、美里町

(15)金融庁

〇7月19日、災害救助法の適用を決定したことを受け、東北財務局において、日本銀行との連名で、宮城県の金融機関等に対して、「令和4年7月14日からの大雨による災害等に対する金融上の措置について」を発出。

8 都道府県における災害対策本部の設置状況

(1)災害対策本部

ア【宮城県】

〇7月16日 12時00分 設置

イ【岐阜県】

〇7月16日 16時00分 設置

〇7月17日 11時45分 廃止